

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 6 月 10 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆東日本大震災関連通知の出状について◆

先般、厚生労働省より「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について（平成 23 年 5 月 2 日 保発 0502 第 8 号、年発 0502 第 4 号、雇発 0502 第 4 号）」が発出され、この中で、東日本大震災により行方不明となり 3 ヶ月間、生死が分からない等の場合、厚生年金保険法、国民年金法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の「死亡に係る給付」に関する規定の適用については、そのような方は死亡したものとすることとされました。

今般、同省より「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う企業年金関係の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例について（平成 23 年 6 月 9 日 年企発 0609 第 1 号）」が発出され、「死亡に係る給付」があらためて定義されるとともに、同給付の裁定手続きが明確になりました。

「死亡に係る給付」とは

○厚生年金基金関係

- ・厚生年金基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付
- ・企業年金連合会が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付
- ・未支給の給付

○確定給付企業年金関係

- ・遺族給付金
- ・企業年金連合会が支給する遺族給付金



○確定拠出年金関係

- ・ 企業型年金に係る死亡一時金
- ・ 個人型年金に係る死亡一時金

裁定手続き

○平成 23 年 3 月 11 日に死亡したものと推定する者について、戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認。

○次の①および②の書類を徴求。

①震災により行方不明となったことの申立書（次のア～ウの内容を含むもの）

- ア 行方不明者の住所、氏名、性別、生年月日
- イ 行方不明の経緯（行方不明となった場所、被害状況等）
- ウ 申請者の住所、氏名、行方不明者との関係

②次のアからエのいずれかの書類

- ア 遺族厚生年金等の支給決定通知書
- イ 災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害弔慰金を受けたことが分かる書類
- ウ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員等）の証明書
- エ その他これらに準じる書類

以上

